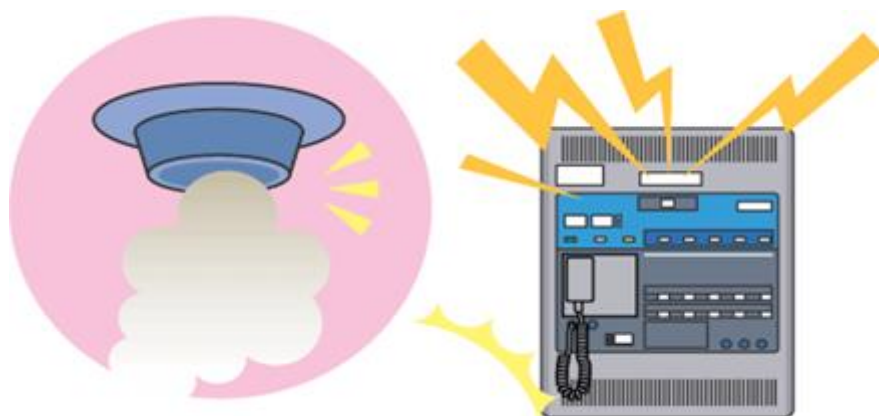
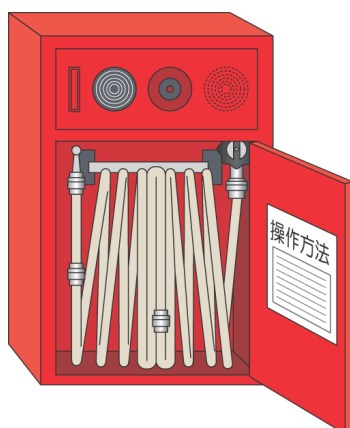


重大違反对象物

普段利用しているあらゆる建物（職場、スーパー、百貨店、旅館、ホテル等）において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず設置されていないもの、若しくは機能不良により本来の機能が損なわれている状態にあるものを「重大違反对象物」といいます。

これらの設備が設置されず又は機能しない状態のときに火災が発生すると、甚大な被害が発生し、また多くの人の尊い命をも奪うことへ繋がりがねません。

建物へ出入りする方々が安心・安全に利用できるために、「重大違反对象物」に該当する建物については、違反是正に向け、より一層指導を強化していきます。



【問い合わせ先】
消防署防火指導課
TEL : 0778-54-0119